



職場の皆さままでご回覧ください！

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

内容

主に令和4年10月から令和5年8月までに受診した医療機関名・医療費の総額等（お知らせには被保険者および扶養家族の情報が記載されています。）

※医療機関からの請求の都合上、記載がない場合や上記期間以外の受診が記載される場合がございます。

送付時期
送付先

令和6年1月中旬より随時「医療費のお知らせ」を事業所様宛にお送りいたします。届きましたら事業主様は開封せずに加入者ご本人へお渡しいただきますようお願いいたします。

※退職等でお渡しできない場合は、返信用封筒にてご返送ください。

その他

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに利用することができます。

医療費控除に利用する場合、令和5年1月診療分から8月診療分については「医療費のお知らせ」を申告書に添付してください。令和5年9月診療分から12月診療分については医療機関等からの領収書に基づき医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付してください。領収書等の保管についてはご注意ください。

※確定申告（医療費控除）の内容につきまして詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。



※「医療費のお知らせ」の送付時期を可能な限り早めるため、令和5年度は「医療費のお知らせ」に記載する診療期間が変更となりますので、ご了承ください。

○記載する診療期間

（令和4年度）主に令和3年10月から令和4年9月診療分まで

（令和5年度）主に令和4年10月から令和5年8月診療分まで

また、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方は、マイナポータルで自身の医療費通知情報が閲覧できます。

上手な医療のかかり方～医療費節約のポイント～

●はしご受診をやめる

「はしご受診」とは、同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することをいいます。同じ病気なのに自分の判断で、複数の医療機関を受診すると、それぞれの病院で同じような検査や投薬を受けることとなり、体の負担になるだけでなく、無駄な診療代がかさみ、家計にも負担になります。

負担を減らすため、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう！



●診療時間外・休日診療・夜間診療を控える

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診する「コンビニ受診」は割増料金がかかり救急医療の妨げにも繋がります。

緊急性がない場合は、時間内での受診を心がけましょう。

※急病の場合は時間外でも受診ください。



従業員の健診結果のサイン見逃していませんか？

皆様の職場には、健診結果で「要治療」や「要精密検査」の項目があるにも関わらず、病院へ受診せず放置している方はいませんか？「症状がないから」とそのまま放置すると状態が悪化し、重篤な病気に発展します。従業員の健康を守るためにも、対象の方へ受診勧奨を是非お願いします！

どんな人に受診勧奨したらいい？

健康診断の判定が「要再検査」「要精密検査」「要受診」の方を対象に受診勧奨しましょう！

受診の流れ



1.医療機関を決めましょう

・かかりつけ医がある場合は、かかりつけ医に受診しましょう。
・受診先が決まっていない場合は、受診する医療機関を決めましょう。
左の二次元コードを読み取ると、診療科目や市町村等から長崎県の医療機関を検索できます。

2.医療機関に連絡しましょう

・受診する医療機関が決まったら、受診日を決めましょう。

3.受診しましょう

・受診の際は健診結果と健康保険証をご持参ください。

ながさき医療情報システム

受診勧奨基準値

血圧	収縮期血圧	160mmHg以上
	拡張期血圧	100mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dl以上
	HbA1c (NGSP値)	6.5%以上
脂質	LDLコレステロール	180mg/dl以上

協会けんぽ長崎支部の取り組み

生活習慣病予防健診を受診された方で左記に該当される未治療の方を対象に、電話や文書、事業所訪問による受診勧奨をしています。事業主様から従業員の皆様にお声掛けいただくとともに、従業員の皆様を受診できるようにご配慮していただくようお願いいたします。

年末年始の営業時間のご案内

年末年始の営業につきましては、以下のとおりです。



年末 : 令和5年12月28日 (木曜日) 午後5時15分まで
年始 : 令和6年 1月 4日 (木曜日) 午前8時30分から

協会けんぽでは新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減する観点から、支部窓口を縮小し、職員の常駐を休止しています。加入者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご申請・お届出等は郵送にてお手続きいただきますようお願いいたします。また、年末年始はお手続きが多くなる時期ですので、ご申請・お届出等はお早めをお願いいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

